



ドイツ国立自然保護研究所 (バード・ゴードスベルグ)

ドイツ国立自然保護研究所

井 手 貴 夫

六年に設立された「プロイセン国立自然記念物保護所」までさかのぼることができる。

その後、一九三六年四月一日にドイツ国自然保護法が発令

されると「ドイツ国自然保護所」の機能を委託されてベルリンに本拠をもった。第二次大戦後、リユーネブルグ・ハイデ(ドイツ最古の自然保

エーゼル河畔シュトルツェナウに「植物社会学の理論と応用研究所」を設立していたが、これをもととして、一九三九年に「ドイツ国植生地図中央研究所」が設けられていた。

一九六二年八月一日、この「植生地図中央研究所」とさきの「自然保護及び風景成研究所」とを合併して、バート・ゴードスベルグに「ドイツ連邦植生学・自然保護、風景成研究所」が新しい発足を見たのである。

〔註〕 テュクセン教授が所長をして、た「植生地図中央研究所」については、宮脇昭氏が日本生態学会史に記述されているが、その中の記述と本稿の記述と多少相違するようになっているところもある。私は、私のいう国立研究所の資料をもとにして書いているので、その異同に

関しては、テュクセン教授の弟子であったローマイヤー博士に照会するつもりである。

上述のごとく、設立の歴史は一九〇六年にはじまるが、それよりさき、一八八〇年頃からヨーロッパ各地に自然保護の団体がぞくぞくと生まれ、その指導と活動のもとに、数多くの天然記念物、自然保護地域が設定されるようになっていたことが思いあわされる。産業革命による多くの工場の設立によって、また都市にいわゆるアスファルト文化が生まれるにおよんで、ルソーの「自然に帰れ」という言葉がふたたび人々の合言葉になって、各種の自然復帰の運動が行なわれていたのである。日本にもこの風潮は大きな影響を与えて「日光を国立公園トナスノ請願」が、日光町長から帝國議會に提出されたのも一九一〇年であった。

ドイツ国立自然保護研究所という名称は筆者が勝手につけたもので、正しくは「バート・ゴードスベルグ、植生学・自然保護及び風景成のためのドイツ連邦研究所」ということになる。

(一) 設立の歴史

この研究所の起原としてはすでに一九〇

護公園)のエーゲストルフに移され、一九四九年に「自然保護及び風景成中央研究所」として農業連合の管理下におかれる。そして一九五二年に「ドイツ連邦自然保護及び風景成研究所」としてバート・ゴードスベルグで、連邦政府の食糧・農業・森林省に所属することとなったのである。

一方、一九三一年にテュクセン教授はウ

なお、私達の注意をひくことは、自然保護をうたうと同時に、風景育成という言葉が用いられていることである。日本の風景は本来、天然の美しさにおいて世界に誇るべきものがある。しかし、現在の日本では「風景育成」というこの言葉のもつ重要性を認識する必要があるといえよう。

(一) 組織と職員

この研究所の組織は次のごとくである。

一、植生学部

系統的植物社会学 Systematische Pflanzensoziologie

綜合生態学 Synökologie

植生図の原理 Grundlagen der Vegetationskartierung

应用植生学 Angewandte Vegetationskunde

二、自然保護部

自然保護及び風景保護・一般鳥類学と鳥類保護

獣獣保護とその他の動物保護

動植物の種の保護

三、風景育成部

風景生態学

風景計画

風景構造

四、文書調製と資料蒐集部

図書室

文献利用

案内と文献索引

編集と出版

現在の各部の責任者

研究所長 オルショーヴィ教授

代理 トラウトマン博士

事務局 R・レカーテ

植生学部

部長 トラウトマン博士

代理 K・マイゼル博士

自然保護部

部長 H・エツケ博士

代理 ローマイヤー博士

風景育成部

部長 オルショーヴィ教授

代理 M・ムラス

文書部

部長 ケムプアー博士

職員数 四四名

(二) 研究活動

研究活動については、一九六六年度の報告の中から、その項目だけをここに紹介しておく。

A 植生学部

a 年度内に完了した研究と判定意見

1. 北西ドイツ及び西ドイツの田畑

の雑草の植生分類

2. ミュンスタラントのカシワとシデの森林構成

3. ハンメ・ヴェンメ地帯の植生図

4. 北西ドイツのカンパ断層林の生物全体に関する調査

5. リッペ河流域の生物全体調査

b 継続中及び準備中の研究と意見

1. 空気汚染の表示としての植生

2. 国際生物学的プログラム

3. ドイツ連邦共和国の植生図

4. ヨーロッパ植生図

B 自然保護部

a 完了した事業と意見

1. 自然保護と風景保護

2. 鳥学と鳥類保護

3. 猟狩動物保護及び一般動物保護

b 継続事業

1. 上部ライン地方の独仏自然保護区設定のための準備

2. 自然保護文庫

3. 自然保護と獣獣保護の国家的方針

4. 動物の種類と植物の種類保護

策

C 風景育成部

a 完了した事業と意見

1. 洪水による風景破壊に関する意見

見

2. 風景育成のための教育施設と研究施設

3. 工場進出による破壊と森林

継続事業

1. 北部トイトブルク森林公園の模範計画

2. 自然保護と風景育成の制度に関する研究

3. 風景育成における概念規定

(四) 学問的協同作業

a 研修会と見学

これは一九六六年三月二日から四日まで、ミュンヘンで行なわれた。「自然保護上緊急の法律問題」「週末旅行地域における自然保護」「建築地域の樹木保護」などの諸問題が専門家によって解説され、または指導のもとに討論せられた。

一九六六年十一月十日、十一日の両日にわたって、ヴェルツブルクで管区指導官及び州知事たちの会議が開かれ、その際つぎの諸点が論ぜられた。

(1) 土地の再編成は、風致計画と緑化推

進は、風景育成の制度に関する研究

交通路の植樹

廃棄物処理場の利用と造成

文書調製と資料蒐集部

再組織

言葉の蒐集

学問的協同作業

研修会と見学

これは一九六六年三月二日から四日まで、ミュンヘンで行なわれた。「自然保護上緊急の法律問題」「週末旅行地域における自然保護」「建築地域の樹木保護」などの諸問題が専門家によって解説され、または指導のもとに討論せられた。

一九六六年十一月十日、十一日の両日にわたって、ヴェルツブルクで管区指導官及び州知事たちの会議が開かれ、その際つぎの諸点が論ぜられた。

(1) 土地の再編成は、風致計画と緑化推

進計画とをもってなされることが必要で、あらかじめ十分な見通しをたてて信頼ある協同作業によって誤りをさげねばならぬ。

(2) 諸種の建設事業は風景や居住地を荒らすことなく、状況を正しく判断して適切な場所を選び、風景にふさわしい植樹がなされなければならない。

(3) 運動場、体育館、青年宿泊所などの公共設備が適当に設けられねばならない。墓地を設け、また野営場、週末休養地域、パーク場、その他交通設備がなされねばならない。

(4) 看板、広告物、自動販売機などの規正。

(5) 全体の風景を一層よくするための警察、役場、協会、学校、各種団体、機関、住民すべての緊密な協力が必要である。その他、種々の項目。

b 講演

オルショーク教授、ローマイヤー博士、トラウトマン博士、ケンプフアイ博士等が様々な機会にわたって講演をしている。いくつかの表題を拾ってみると「建築計画、風景計画、緑化計画」「建築計画と風景及び庭園建設に携わる者の課題」「工場時代における開墾地の意味」「建築計画の枠の中で

の緑化計画」「潜在的な自然植生図作成の原則と方法」「都市計画及び風景計画の生態学的原則」「自然風景の維持と開墾地の発展のための風景計画者の寄与」「工業的被害と森林」「技術時代における自然保護と風景保護」「ヨーロッパの動物世界の現状にたいする水河時代の意味」

以上のほかに、他の機関、研究所、施設その他、協同作業ないし協同研究をした機関、専門家の名前、名称のリスト、公刊されている機関誌、報告などのリストがそえられて、この研究所の全体の活動が見わたせるようになっている。この研究所の財政規模については、残念ながら明らかにし得ない。しかし、いずれにしてもこの研究所の大体は、右によってほぼ察することができようと思う。

こういう研究所がわが国にもできるだけ早く設立されることをねがってやまないが、わが国の現状では、その前にまず大学に自然保護に関する講座が開かれねばならないだろう。そのうえでこういう研究所の設立をねがって、不十分ながらこの紹介を終えることとする。

(北大文学部教授)